令和８年度第１回二宮町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年４月２７日（月）午前９時３０分から

２　開催場所　　二宮町役場第１会議室

３　出席委員

１番	野　谷	和　雄	７番	水　島	寿　徳
２番	松　崎	博	８番	内　山	昌　代
３番	関　山	美智子	９番	鈴　木	透
４番	小　林	茂	１０番	井　上	昌　之
５番	香　坂	政　博	１１番	中　村	隆　一
６番	野　谷	茂	１２番	橘　川	均

４　欠席委員

なし

５　事務局職員出席者

事務局長	山　下	昌　志
副 主 幹	木　本	盛　之
主任主事	井　上	大　地

６　傍聴者　　なし

７　議事録署名人

６番　野　谷　茂　　　７番　水　島　寿　徳

８　報告事項

（１）農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

（２）農地法第５条第１項第６号の適用による届出について

９　議　　案

第１号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

第２号　非農地証明について

第３号　「令和９年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び
「令和９年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について

会議の状況

【議長】
おはようございます。今年度、第１回目の総会になりますが、事務局のメンバーも代わりましたのでまたよろしくお願いいたします。本日は議案が３件ございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
それでは令和８年度、第１回の総会を開催いたします。
本日の出席委員は１２名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。
日程第２の議事録署名委員の指名についてです。第１回総会の議事録署名委員につきましては、６番野谷茂委員、７番水島委員にお願いします。
続きまして、日程第３の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】
―　報告事項（１）朗読　―

それでは説明いたします。
農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、「市街化区域内の農地」を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっておりまして、その際に「農地の権利移動を伴わない転用」が農地法第４条、「権利移動を伴う転用」が第５条による届出となります。
今回は、市街化区域内での、第４条及び第５条の転用を、いずれも受理しております。
はじめに第４条の転用について、土地の場所は、「関係資料位置図」の「地図１」をご覧ください。
こちらは「徳富蘇峰記念館」の北東側の位置にある二宮地区内の土地で、「庭敷地」として転用される目的での手続きとなり、相手方への「届出の受理通知書」については、３月２５日付で発行しております。

―　報告事項（２）朗読　―

それでは説明いたします。
先ほどご説明しました「市街化区域内」の農地の転用のうち、今度は「農地の権利移動を伴う転用」である第５条の転用について、土地の場所は、「関係資料位置図」の「地図２」をご覧ください。
こちらは「二宮郵便局」の東側の位置にある二宮地区内の土地で、「住宅敷地」として転用される目的での手続きとなり、相手方への「届出の受理通知書」については、３月３１日付で発行しております。

【議長】
ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。
続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第１号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。
なお、本案件のＮｏ．１およびＮｏ．２については委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。
それでは、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定により、審議前に委員に退席を求めます。

―　委員退席　―

事務局、Ｎｏ．１およびＮｏ．２について朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第１号Ｎｏ．１からＮｏ．２朗読　―

【議長】
ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。
一色地区の報告について井上委員、よろしくお願いします。

【委員】
Ｎｏ．１ および Ｎｏ．２ について、報告いたします。
４月１６日に、借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員２名および事務局で対象農地を確認いたしました。
対象農地の場所は、一色の御堂ノ上に位置する農用地区域の農地１筆で、面積は３８０㎡です。
借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。
以上です。

【議長】
お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をよろしくお願いします。

【事務局】
「議案第１号」のＮｏ．１およびＮｏ．２について、補足説明いたします。
こちらは中間管理機構である「神奈川県農業会議」を利用した使用貸借となっており、「地権者から中間管理機構」、「中間管理機構から借主」への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、「議案第１号関係資料」をご覧ください。
はじめにＮｏ．１については、「地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件」となっており、１ページから４ページに「農地中間管理権の設定関係資料」を添付しております。
続いてＮｏ．２については、「中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件」となっており、５ページから１０ページに「使用貸借による権利の設定関係資料」を添付し、位置図を１１ページに添付しております。
利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となっております。
借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。
「農用地利用集積計画」の一般要件としては、「町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること」、「農作業に常時従事すること」、「農業に対する意欲等」、総合的に判断することとなっております。
以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】
ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【議長】
よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第１号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案Ｎｏ．１およびＮｏ．２について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。
それでは、委員の復席をお願いします。

―　委員復席　―

委員、議案第１号のＮｏ．１からＮｏ．２については、「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

続きまして、Ｎｏ．３からＮｏ．６について、議題といたします。
事務局、朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第１号Ｎｏ．３からＮｏ．６朗読　―

【議長】
ありがとうございました。続きまして、地元委員の「現地確認報告」をお願いします。
山西・川匂地区の報告について、野谷副会長、お願いします。

【委員】
Ｎｏ．３からＮｏ．６について、報告いたします。
１２月９日に、予定者立ち合いのもと、山西・川匂地区農業委員２名および事務局で対象農地を確認いたしました。
対象農地の場所は、川匂の宮ノ前に位置する農用地区域の農地１筆で、面積は１，１６５㎡です。
借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。
以上です。

【議長】
ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】
「議案第１号」のＮｏ．３からＮｏ．６について、補足説明いたします。
こちらも中間管理機構である「神奈川県農業会議」を利用した賃貸借および使用貸借となっており、「地権者から中間管理機構」、「中間管理機構から借主」への権利設定を一括で審議するものです。
それでは、「議案第１号関係資料」をご覧ください。
はじめにＮｏ．３から５については、「地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件」となっており、１２ページから２３ページに「農地中間管理権の設定関係資料」を添付しております。
続いてＮｏ．６については、「中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける　案件」となっており、２４ページから２９ページに「賃借権及び使用貸借による権利の設定関係資料」を添付し、位置図を３０ページ・３１ページに添付しております。
利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となっております。
「農用地利用集積計画」の一般要件としては、「町の基本構想における農地　すべてを効率的に耕作すること」、「農作業に常時従事すること」、「農業に対する意欲等」、総合的に判断することとなっております。
また、一般要件のほかに、法人が農地の賃借をする際の要件としては、「賃借契約に解除条件が付されていること」、「地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと」、「１人以上の法人役員等が農業に常時従事すること」が定められております。
以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】
　ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。
　よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第１号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案Ｎｏ．３からＮｏ．６について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

　挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。それではお諮りします。

―　挙手　―

　挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。
　続きまして、議案第２号、非農地証明について議題といたします。
　事務局、朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第２号朗読　―

【議長】
　ありがとうございました。続きまして、地元委員の「現地確認報告」をお願いします。
　一色地区の報告について、内山委員、お願いします。

【委員】
　４月１６日に一色地区農業委員３名および事務局で対象農地を確認いたしました。
　場所は、浄源寺の北東側に位置する市街化調整区域の土地です。
申請地は、昭和３４年頃より水道施設用敷地として使用され現在に至っており、農地に復元するのは難しく、非農地とすることはやむを得ないものと思われます。
　以上です。

【議長】
　ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】
　それでは、補足説明いたします。
　議案第２号関係資料をご覧ください。
　まず１ページに非農地証明願、２ページに位置図、３ページに公図の写し、　４ページ

に経過書、５・６ページに現況写真、７ページに参考資料を添付しております。
４ページの経過書には、昭和３４年頃に水道施設が建築され、以降は水道施設用敷地として使用されてきたことが記載されています。参考資料として、７ページに水道組合が土地所有者と交わしていた賃貸借契約書を添付しております。
非農地とは、神奈川県が定める「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定されており、５つの要件を全て満たす土地となります。
１点目、農用地区域に設定されていないこと。申請地は、農用地区域外となっています。
２点目、立地等の条件が、農地区分の甲種農地及び第１種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。申請地は、第２種農地となっております。
３点目、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。申請地は、他の用途で使用されておりましたが苦情等はなく、今後も　支障を生じる恐れはありません。
４点目、当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。申請地は、筆全体に対する申請であり、筆の一部ではありません。
５点目、当該土地が、申請時から過去１０年間、違反転用として追及されておらず、かつ今後追及する見込みがないこと。申請地は、今まで違反転用として追及したことはなく、今後も追及する見込みはありません。
以上のことから、非農地に該当する条件を満たしていると考えられます。
委員皆様のご審議をお願いいたします。

【議長】
ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。
よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第２号、非農地証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。
続きまして、議案第３号、「令和９年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和９年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について議題といたします。
事務局、朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第３号朗読　―

【議長】
ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】
それでは、「議案第３号関係資料」をご覧ください。

事前に令和９年度の意見・要望事項につきまして、ご意見をお伺いしておりましたが、ご意見等はありませんでしたので、「令和８年度施策等に関する意見・要望に対する回答」を踏まえ、前年度に要望した事項の継続要望とさせていただきました。

なお今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを県農業会議に報告します。その後、県農業会議は報告があったものを取りまとめて決定し、県知事に意見・要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第３号、「令和９年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和９年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—　挙手　—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前１０時００分閉会